

<特集・短期連載>「いま、原子力発電の是非を問う」

## 「いま、原子力発電の是非を問う」 第2章

(2011年6月16日)

### 第2章 わが国の原発事情

#### 1：遅れた福島第二原発事故の公表

原発について、わが国の政策当局がうち出している基本姿勢は「市民のどんな質問にも誠意をもって答える」という態度である。ただしこの基本姿勢には現在、一つの「絶対条件」が付加されているといえる。それはこの基本姿勢が通用する範囲を「原発推進に賛成の市民に限る」という条件だ。

わが国の原子力界にとって、脱原発や反原発を主張する者とは異端者であり、国策に追従しない反体制者なのである。したがって、国策に沿って原発事業を推進する原子力界は、こうした異端者・反体制者の質問には一切答える必要はないというわけなのだ。つまり「市民のどんな質問にも答える」ということは、「『市民の資格を持たない連中』には一切答える必要はない」ということに通じる。

そこで、わが国の原子力界が「市民として認めている数」と「市民として認めていない数」を、最近の世論調査の結果で調べてみよう。

- 1 原発推進 = 8%
- 2 原発の現状維持 = 31%
- 3 原発を段階的に減らす = 33%
- 4 早い段階で原発を廃止する = 22%
- 5 無回答 = 6%

〈平成元年4月現在のNHK調査データによる〉

このデータが示すとおり、原発側が認めている「良き市民」とは国民の8%、現状維持を加えてもその数は39%にすぎないのである。つまり、わが国の原子

力界が「どんな質問にも答える」としている市民の数とは100人中39人にすぎず、残る61人は「異端者・反体制者」なのである。現に、わが国の原子力界は「推進支持」を前提としていない市民やグループに対して、納得できる回答をなんら与えてはいない。昨年来、日本エネルギー経済研究所は「エネルギーと原子力を考えるフォーラム」を主催してきた。この研究所は、元科学技術庁原子力局長だった生田理事長が率いる研究所で、その立場が「原発推進」にあるのは当然のことである。この研究所の基本的立場を知った上かどうかは判然としないが、このフォーラムに、「現代の有識者」を自認する20人が参加した。

何回かにわたって行われた討議の中心テーマは「推進側と反対側の議論がかみ合わない理由はどこにあるのか」と、「原子力の情報公開に当たっての公開のしかた」。だが、フォーラムに参加した多くの者が最終的に気づいたことは、このフォーラムは、「原発はやはり必要なエネルギーだ」という討論結果を引き出すために、主催者側が意図的に開催したものだったという認識であった。

討論の過程で、原発推進側と反原発側の平行線をたどる「対立」には憂慮すべきものがある、とした見解では一致したものの、安全性に関する問題では、安全性の確保には「事故やトラブルは細大もらさず発表すべきだ」とする意見と「いや、事故やトラブルの発表は反対派を利するだけだ」とする意見が対立し、結局のところこのフォーラムは、フォーラムとしての共通意見をまとめるにいたらなかった。

このフォーラムが予定していた提言を出せないまま散会したことは、原発推進側がこのフォーラムを利用して「やはり原発は必要」を内外にアピールしようとした意図が失敗に帰したことを意味している。

つまり、一つの権威をもった機関が、それなりの人材を揃えて聞いた席上においても、当初から主催者側が意図した「原発推進」の旗が振れなかったということなのだ。

しかも、このフォーラムに参加した人達は、原発問題について中立の立場をとる者か、原発に「理解」を持つ者が中心を占めていた。なぜならば、参加者の人選をしたのは主催者である日本エネルギー経済研究所だったからである。

しかし、そこで出された結論とは皮肉にも「原子力の密室性が相互不信を生む根幹である」というものだった。すなわち、原発に反対する者は異端者だと

する「信念」に固執するわが国原子力界の姿勢こそが、相互不信の最大原因になっていると指摘されたわけである。

いっそのこと、こうした機関が開催するフォーラムは、全員原子力関係者だけで行ない、その席でみずから原子力推進に満場の拍手を送った方がすっきりしてわかりやすかったのではないか。なまじ格好を付けて文化人をフォーラムの参加者に選ぶから、予期せぬ結果を出すことになる。このことからすれば「現在の原子力行政の方が、よりすっきりしていて分かり易い」という皮肉のひとつもいいたくなる。

いま、わが国には大別して3つの政府原子力機関がある。1つは「科学技術庁」で、他の2機関は「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法」で定められた2つの委員会である。この「科学技術庁」や「委員会」が担うべき役割の中に「原子力の安全性を確保する」という使命がある。

法律の細部を引用するまでもなく、2つの委員会に課せられた職責は「安全遵守の立場で原子力行政に関与すること」だ。

この建前にしたがえば、この3機関は電力事業者の代弁者になることも、また事業者の保護者になることも禁止されている。つまり、この3機関は「国民」の立場で原子力事業を管理・監督しなければならない。いうまでもなく、この3機関は国民が納めた税金によって維持運営されている。したがって、3機関が原子力事業者の代弁者になることができないのは当然である。

しかし、このような正論は、現行の3機関にとってたてまえにすぎないのが現実だ。政策として原子力を推進しなければならない立場にある「科学技術庁」は別にしても、法律によって設置が定められた2つの委員会は、国民・社会の視点で原子力行政に関与しなければならない。

「原子力の研究、開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図るため、総理府に原子力委員会及び原子力安全委員会を置く」と同法律は総則で謳っている。だが、この法律のどこを探しても「2つの委員会は原子力事業者の『守護神』たれ」という条項は存在しない。

それとともに、この法律で特に注目しなければならない項目は「民主的な運営」という条項である。現在の委員会がこの項目に着目するならば、民主的に

みても、原発肯定 39%、原発反対 55%という原発事情について無関心であることは許されないはずである。また、世界の原発事情が大きくなるとなると、脱原発・反原発に向かっていることに関しても、委員会が無視、黙殺の立場を取り続けることはできないはずだ。

さらに、両委員会に課された「民主的な義務」からすれば、青森県六ヶ所村の核燃料サイクル基地の建設に関連して、地元青森県農協が「核燃料から農業を守れ」と決議したことについて、対岸の火事的態度を取り続けることは絶対に許されない。原子力安全委員会が平成元年(1989年)に内閣に提出した、昭和63年原子力安全年報は、各方面から原子力安全委員会の存在を疑わせるものとして批判を浴びた。

この年報(白書)の意味するところは、現行の原子力事業についてその安全性を技術の領域で検証したものではなく、もっぱら現行の原発の安全性に対し、太鼓判を押すことのみを目的としたものであったからだ。

この白書の内容について、国内の新聞各紙は原子力安全委員会の姿勢を「反原発の声、どこ吹く風」と批判し、原子力安全委員会が「安全」と太鼓判を押した細部についても「何ら根拠のないもの」と非難した。

現に、同委員会が安全と認定したはずの原発で、事故やトラブルが続発している。昨年当初においても、東電福島原発で、原発事故としては大事故と認定してもよい事故が発生している。

東京電力福島第二原子力発電所は平成元年(1989年)2月3日、3号機が「原子炉循環ポンプ破損」という、いまだ国内の原発では前例のない大事故を起こしたことを発表せざるを得なかった。福島第二原発は、昨年中から事故やトラブルが続出し、原発関係者は「いつかチェルノブイリ原発の二の舞を演じるのではないか」という危惧をいただいていた。

この予感は的中したが、幸いにして事故の規模は小さく、チェルノブイリの二の舞になることだけは避けられた。だが少なくとも2月3日に発表された再循環機ポンプの事故は、これまで多発してきた同原発事故の集大成的意味をもつもので、同原発がチェルノブイリ原発級の重大事故を起こす前兆ともいえる事故だったのである。

この事故について本紙は事故発生直後から、その詳細な事故データを同原発関係者から入手していた。本紙は専門家の協力を得てこのデータの解析を進めるいっぽう、この事故がいつ東電から発表されるか、テレビを含むマスコミ報道に注目しつづけた。しかし、相当な期間が経過したにもかかわらず、同事故の事実は東電から発表されなかった。

本紙はこの未発表の事実を受けて、「なぜ事故発生の実態を公表しないのか、原発側から見た事故の実態はどうなのか」を質す公開質問書を、東電と、原発事故と不可分の関係にある原子力安全委員会に提示した。

東電が福島第二原発の事故を発表したのは、事故発生十数日後のことであった。しかもこの発表は段階的に行われ、当初は、「たいした事故ではない」とされ、以後、段階的に発表が核心部分に迫るにしたがって「大事故」との発表に変わっていった。

こうした事故と発表の関係を如実に示したのが、事故について発言した東電・池亀原子力本部長の言葉である。事故の発表から11日経過した2月14日、福島県庁を訪れた本部長は「座金が見つからなくても運転再開はあり得る程度の事故だ」と報告している。

つまり、この本部長発言は、この事故が「ただちに発表すべきだ」と騒ぐほどの事故ではなかった、というための伏線としての発言だったわけだ。

原子力関係法ならびに条例や地元団体との協約事項のすべては「事故は直ちに公表する」と取り決められている。したがって東電福島第二原発は、まさにチェルノブイリ原発事故一步手前の大事故を「発表に値しない事故」と認定して、事故発表の手続を怠ったのだ。のみならず幹部を動員して、住民の不安を解消するための工作に躍起となっていたのである。

東電は、東電内部のこうした「事故認識」を捨て、結果的には同原発の事故概要を発表したが、その発表の日時は、我々が東電に提示した公開質問書到着の翌日だったのである。

現状の原発環境下にあつて「事故発表」は原発関係者に課された最大の義務である。原発が周辺住民に放射能汚染をおよぼすほどの事故を起こした場合、住民の安全を最低限確保するのは「瞬時を争う事故発表と公開」だ。

今日、ソ連では情報公開の流れが進んでいる。全体を秘密主義で通してきたソ連型の社会主義が、現在に至って情報公開に踏み出した背景には、チェルノブイリ原発事故が大きく関与している。つまり、チェルノブイリ原発事故は、事故発表の遅れによって、出さずに済んだ被害を多くの住民に課すことになった。チェルノブイリ原発事故をまっ先に報道したのは西側の情報機関である。

ソ連政府は西側報道にひきずられる形でチェルノブイリ原発事故を圏内・国外に発表した。こうした原発事故と事故報道を契機にして、たんに原発情報に限らず、政治・社会面での情報を一部ではあるが「公開」に踏み出したのが最近におけるゴルバチョフ政権の姿勢である。

すでに、共産圏の原発事情もこのような状況下に置かれている。このことがマクロ的に何を意味しているのかといえば、原発に関係するすべての情報はすみやかな公開を原則にしなければならない、という原発史の流れである。

このような環境下にあって、東電福島第二原発が「致命的」とも言える事故を当初発表せず、本紙を含む外部からの圧力を受けてはじめて発表にいたったことは、わが国原子力界にとっても残念至極という外はない。

わが国の原子力関係者は、ことあるごとに反原発報道が過剰であるという。すなわち、一般のマスコミは積極的に反原発や脱原発の報道はするが、原発の安全性やその必要性についての報道には消極的だ、というのである。現にこの問題に関しては、マスコミに対する原子力界の報道管制的な関与が取り沙汰されている。

最近開催された「原発推進」の各種会議で、最後に論議されるのが原発とマスコミの関係である。本紙が入手した情報によれば、こうした会議で必ず問題提起されるのが「反原発・脱原発に偏向したマスコミの対応ぶり」である。そして、そのような会議で出されるこの問題に対する結論は「マスコミが非科学的に出す反原発・脱原発の主張は誤った風潮を助長するものであり、正しい世論を反映していない」とする意見だ。

要するに、こうした原発推進勢力が出す結論とは「反原発・脱原発の主張は世論を正しく反映したものではなく、非科学的な反原発論理にすぎないのだ」という内容なのである。

だが客観的にみて、最近の反原発の運動は科学的である。末端の運動組織ではこうした科学上のデータを扱わないケースもあるのかもしれないが、運動中核部の科学的知識は原発関係者の科学性を上回るものを備えている。

反対側の主張を非科学的と論駁しながら、その論駁内容がまったく非科学的なのが、わが国原子力界の原発推進論なのである。

現在、わが国原子力界が原発の安全性について最大の拠り所としている論理は「日本人は優秀だから事故を起こさない」である。原子力界の我々日本人に対するこのような評価は実にありがたいことではあるが、ことは皮肉や冗談ではすまされない。原発という現代科学の領域で通用しているのは、驚いたことにこうした国粹主義的な思考なのである。

## 2：誰のための原子力安全委員会か

東京電力福島第二原子力発電所の事故と不可分の関係にあるのが、原子力安全委員会の「責任性」である。原子力安全委員会は、昭和63年の原子力安全年報に「わが国の原発はすべて安全である」と記載した報告書を閣議に提出した。

だが、年度報告として安全委がその安全性に太鼓判を押した直後に、東電福島原発で「前例のない」大事故が起きたのだ。

この一事からも、安全委が閣議に提出した安全年報がいかに杜撰なものであったかを知ることができる。しかも、絶対に見過ごすことができないのは、この年報で安全委が「安全」と認定した日本原子力発電東海第二原発で、昭和63年(1988年)10月21日に東電福島第二原発と類似性を持つ事故が発生していたという事実である。この事故はまさに、この年報年度中に起きた事故なのだ。

東電福島第二原発事故と「類似」する部分とは、燃料集合体を支える容器の止め金が外れ「座金」が欠落するという点。福島第二原発事故は「原子炉再循環ポンプ」の「座金欠落」の事故であったのに対して、東海原発の事故は「燃料集合部分」の「座金欠落」といった違いはあるにせよ、事故そのものは同質である。

事故の原因となったのは、ともに、座金止め頭部ネジ部分の「経年劣化」。東

海原発の事故は、8月の定期検査で発見されたもので、同原発は圧力容器内に異物を残したまま、同年（昭和63年）11月、運転再開に踏み切ってしまった。原子炉内に座金破片を残したまま運転を再開した原発は、世界の原発史上、例を見ない。

東電福島第二原発事故発生直後、東電の池亀原子力本部長は「座金が見つからなくても運転は再開する」と福島県に通告している。この本部長の発言は、原子炉内に座金破片を残したまま運転を再開した東海原発の前例にならったものにほかならない。

こうした原子力界の「実態」を承知の上で、安全委員会は昭和63年の安全年報で、わが国原発の安全性について太鼓判を押しただけではなく、わが国の原発事業者の願望を代弁して「原発の安全が確保されていることを理解して欲しい」と謳い上げているのだ。

原子力安全委員会が「安全だ」と太鼓判を押したはずの原発で、事故やトラブルが続発しているということは、安全委が、いかに「原発事業者べったりの基本姿勢」をもっているかをはっきりと証明している。

市民側の認識からすれば、安全監視の任にある安全委が「安全」だと保証した原発では、事故が起きないと考えるのが当然である。

しかし、現在の安全委の安全基準からすれば「チェルノブイリ級の事故が起きない限り、その原発は安全だ」ということになる。チェルノブイリ原発事故に限らず、原発の「大事故」は、小さな事故が累積された果てに起きているのである。だから、安全委の最大の職責は「より小さな事故に、大きな目を光らせること」であるはずであり、そのような姿勢が保てないのなら、安全委そのものの存在価値はゼロといわざるを得ない。

安全委が安全のための「原則」から離れ、「原発事業者の代弁者的立場」をとるならば、国民の税金で維持される安全委の存在価値はまったくなくなる。

原子力安全委員会が昭和63年、法律の規定するところにより「原子力安全年報」を閣議に提出して以来、原発の事故やトラブルが続発しているという事実について、いま我々が改めてその安全年報と原発事故の関係を抽出するまでもなく、原発は安全だと「太鼓判」を押した安全委員会自身はその非をすみやか



に認め、大いなる責任を自覚すべきである。そして、その自覚の前提とすべきは、原子力安全委員会は「国民の税金によって維持される機関」であり、「原子力業界の拠出金によって維持されている機関ではない」という、確固たる認識だ。

原子力安全委員会がそうした認識をもつならば、当然原発の安全性に不安を感じている「民意」に最大限の配慮を尽くさなければならないはずである。

このような問題一つを取り上げてみても、原子力関係委員会の設置を定めた法律の主旨に、現在の「原子力委員会」および「原子力安全委員会」の両委員会が適合していないのは、明らかであり、さらに「民主的」と明文化されている法律に反して、両委員会の運営姿勢の軸が、既存原発の擁護と、原発促進に偏していることも動かしがたい事実なのだ。

いまこそ、原子力委員会と原子力安全委員会は、世論の動向、すなわち、原発を可とする者 39%、原発を不可とする者 55%という現実に向けなければならない。

そして、科学技術庁を加えた原子力 3 機関が、国民の立場で原子力の安全を確保しようとするならば、現在 3 機関の各領域で、安全について監視的職務についている専門委員の兼務兼職をただちに取りやめ、専門委員が文字通り、中立の立場で安全確保の職務が担える体制を整備すべきである。

そうした体制整備すら、現在の 3 機関でできないというのであれば、そのような職責の一切を、いっそのこと原発事業者に全面委任してしまった方がよい。なぜならば、信用に値しない行政機関に支払う分だけ、税金の浪費が節減できるからだ。

### 3：経年劣化と廃棄物処理問題

前述してきたような状態のなかで、すなわち国民・住民不在のままのわが国原子力行政も、実際的な面では大過なく現在にいたったということができる。しかし、原発問題が、今後も平坦な道を歩みつづけるだろうとの見方は表層的なものにすぎない。これからの原発事情は、いままで大過なく運用されてきた原子力発電について、そのツケを払わなければならない立場に置かれているのである。

その大きなツケは2つある。1つは、原発の「経年劣化」であり、2つめは、「核燃料廃棄物の処理問題」だ。

最初の「経年劣化」とは既存の原発に更新期が近づいているということである。この更新は、古くなった車を新しい車と「更新」するような訳にはいかない。それどころか、原発施設の更新は、新しい原発施設を建造するよりも何倍かの困難な問題を内蔵しているといえる。すでに、このことに関しては各種のデータが明らかにしている。

データが示すわが国の原発の稼働状況は、昭和62年(1987年)をピークにして以後、急速に低下している。稼働率(利用率)低下の主要因は、故障・トラブルの続発によるものであり、施設の老朽化が色濃く反映している。

稼働率のピークは、昭和62年(1987年)で79.4%を確保している。またこの高稼働率は、昭和58年(1983年)以降伸び続けてきたものがピークに達した結果であり、その時点まで、わが国の原発が順調に推移してきたことを示している。

だが、昭和63年(1988年)の稼働率は一挙に70.4%に急減し、前年比で9%の低下を記録した。しかもこの稼働率低下の主原因は故障とトラブルの発生によるものである。つまり、この稼働率低下は、原発にとって最も厄介な経年劣化の問題が顕著になってきたことを示唆しているのである。

昭和63年(1988年)8月、通産省資源エネルギー庁長官は、経年劣化に関する国会質疑で「運転期間が長いからといって、それが原因で故障やトラブルが起こった事実はない」と答弁しているが、これは明らかに「事実かくし」の答弁である。

この答弁が正しいとすれば、経年劣化という言葉は存在しないはずである。人間にも寿命や定年があるごとく、すべての物質にも寿命がある。つまりこれが経年劣化だ。

現に、最近発生している原発故障の原因を探れば、そこには主原因としての経年劣化の問題が必ずからんでくる。もし、原発関係者が「運転期間が長いからといって経年劣化の問題がない」と本気で信じているとするならば、それはたいへんな間違いである。

チェルノブイリ原発事故の主原因は、出力調整だと認定された。原発にとって最大のネックは、出力調整が不適であるということである。いったん開始した原子炉の運転は、原則として運転を止めるか高速運転を継続するしかない。

つまり、この間の「出力調整」は非常に難しいのである。運転しっぱなしの原発は経済効率が極端に悪くなっていく。そこで出てくるのが出力調整の問題である。チェルノブイリ原発は、こうした原発のもつネックに挑戦する形で、極端な出力調整を試みることによって起きた事故とされている。だが、出力調整が直接の原因とされたこの事故も、その裏にはさまざまな事故原因が内在している。

つまり、当初の構造計算では、この原子炉は、出力調整に耐えるものとされていた。しかし、実際には原子炉が出力調整に耐え切れず大事故につながったわけである。そこで問題となるのが構造計算上の耐久力と、実際の耐久力との格差である。このことに関して、ソ連の原発関係者は非公式ではあるが、事故原発は、出力調整に耐える耐久性を有していたと主張している。

これに対して、西側の原発関係者は、構造計算上の耐久性を認めた上で、チェルノブイリ原発の経年劣化の問題を取り上げた。すなわち、チェルノブイリ原発事故も、結果的には経年劣化の問題が大きく関わっていたことを示唆したわけである。

前出した政府委員の国会答弁は、経年劣化の問題を否定したが、これは齢をとった人間が老人になることを否定したのと同様である。誰しも自分が将来「経年劣化」することを否定したいところであるが、現在の科学をもってしても「この世にあるもの」の経年劣化を止めることはできない。

これは、原発でも同じであり、現在あるすべての原発は、やがて経年劣化の現実に直面しなければならない。また、この経年劣化の問題を原子炉別にみれば、沸騰水型(BWR)よりも加圧水型(PWR)に劣化の速度が早い、というデータも出ている。このように、原発は不可避免的に経年劣化の問題を抱えている。これは人間社会における「高齢化」と同じで、いまわが国が直面しようとしている高齢化社会と同様の現象であり、これからの原発が避けて通れない難題中の難題なのだ。

さて、2番目の「廃棄物処理問題」にうつる。核燃廃棄物処理の問題も、い

ままでの原発が積み重ねてきた「ツケ」を処理しなければならないものであり、将来の原発が歩まざるを得ない隘路だ。

現在、世界の原発が苦慮している問題に、使用済核燃料の処理問題がある。すなわち、米国の原発が「持て余している」核廃棄物は4500トンであり、わが国の原発が「保有」している核廃棄物は米国よりも多い5100トンに達している。

この数字だけを見ても、東側陣営を含めた世界の原発が所有する使用済核燃料を合算した核廃棄物の総量が、膨大な量におよぶことは明らかである。

一時期、わが国の原発は、こうした核廃棄物を南太平洋地域の海底に廃棄しようという政策をうち出した。もちろん、「安全性」を強調した上で、だ。しかし、わが国の廃棄政策の対象とされた島々の首長は、それだけ安全ならば、何も遠く離れた「我々の海」に廃棄することなく、東京湾に捨てたらよい、と反論した。この条理に基づく反論に、わが国の外交当局は呆気なくカブトを脱いでしまった。

また、4500トンの核燃廃棄物を抱える米国原発の事情はわが国以上に厳しい状況下におかれている。すなわち、わが国と違いアメリカ政府は核廃棄物の処理についてノータッチの政治決定を出している。

使用済核燃料の再処理に政府は一切支援しない。また、使用済核燃料以外の廃棄物の処分についても、政治的な支援は一切しないというのがアメリカ政府の方針である。そのいっぽうで、アメリカ政府は放射能に関する厳しい環境基準を設け、実質上原発事業者が安易な形で核廃棄物を処理できないような政策をとっている。

すでに、85%の施設建造を終えた米ミシガン州ミッドランド原発（Midland Nuclear Power Plant）が工事中止に踏み切った理由も、その原因を探れば、こうした新環境基準の問題が色濃く影響している。ミッドランド社は、米国4位の電力企業である。同社は10年前に同原発の建造に着手し、以来、現在に至るまで、実に500億円の巨費を投じて新原発施設の建造に当たってきた。

しかも、同原発工事には常時5000人の労働者が作業に従事してきた。そして、この新設原発は完成まであと一步のところまでできていた。だが地盤沈下、スリーマイル島原発事故の余波、原発事情の転換と核廃棄物の処分を含む環境基準

の強化に直面したミッドランド社は、資金調達が困難になり、倒産寸前の状態が残る 15%の工事進行に見切りをつけてしまったのである。

ちなみに、ミッドランド原子力発電所は、原子力に代わる燃源を天然ガスにもとめて、平成 11 年（1999 年）半ばより天然ガス火力発電所の営業運転を開始する予定だという。

こうした世界の原発・核廃棄物処理事情に照らして、わが国の原子力界はあまりにも恵まれた環境にあるといえる。太平洋に核廃棄物を投棄しようとした例を含めて、わが国の原子力界は政治から手厚い保護を受けている。政府主導で青森県六ヶ所村に世界最大級の核燃料サイクル基地を建設しようとするのも、そのあらわれである。

他方、国際的反原発・脱原発の盛り上がりを受けて、わが国の反原発グループの運動も日を迫って活発化している。反原発・脱原発運動の盛り上がりは、チェルノブイリ原発事故の前と後に区分することができる。

チェルノブイリ事故以前にも反原発の運動は世界的な広がりを見せてはいた。しかし、実際に原発の重大事故を経験していない当時の運動は、さまざまな平和運動と同様に、いまひとつ「切実感」といったものに欠けていた。

チェルノブイリ原発事故以前にも 1979 年、アメリカのスリーマイル島で原発事故が起こっているのだが、この事故は多くの人びとに直接的な被害を及ぼさなかったこともあって、原発事故の脅威を世界的レベルで人びとに知らしめるまでにはいたらなかった。

だが、スリーマイル島原発事故に比べ、チェルノブイリ原発事故があまりにも大規模であったことと、チェルノブイリ原発事故が直接間接に大多数の人びとに被害を及ぼしたことを受けて、国際的な反原発の気運は一挙に盛り上がった。

また、それまでの反原発運動に対して、国際レベルの原子力業界は、反原発運動を「根拠のない反対運動」と決めつけ、無視する態度を取り続けてきたが、チェルノブイリ原発事故によって事業者側のそうした口実は逆に「根拠のない安全宣言」になってしまったのである。

たしかに、チェルノブイリ原発事故以前の反原発運動は、たしかな根拠を欠く反対運動に近い面があった。反対運動側に、原発事故の脅威をデータで立証する能力が欠けていた傾向があった。

しかし、これは反原発側の責任ではなく、原発に関する資料を一般公開しなかった政府や事業者側が負わなければならない責任である。しかし、スリーマイル島原発事故を含めて、原発史上2度の大事故は、期せずして原発事故の恐ろしさを示す資料を、反原発運動側に十分すぎるほど提供してしまったわけである。

それまで適確な資料を持たず、原発事業者側から「軽視」されてきた反原発運動も、今の段階では原発事業者と同じレベルの知識を有するまでに成長した。いや、原発の危険性については事業者側よりも数段上回る科学的知識を有しているというべきである。

こうした反原発側の見識と原発事業者側の見識の違いを端的に示すのが、「安全」に関する両者の異なる見解である。反原発側は、原発の危険性をきわめて論理的・技術的に取り上げ、原発事故の不可避性を論じている。

これに対して、わが国の原子力界は政府機関を含めて、外国の原発関係従業員とわが国原発関係従業員の質的違いを安全の根拠にしているのである。すなわち、わが国の原子力界は「日本人は優秀だから事故を起こさない。外国人は能力的に劣るから事故を起こす」という論拠で、わが国の原発の安全性を強調している。また技術サイドでは、わが国の原発は「軽水炉」であり事故は起きない。大事故を起こしたソ連の原発は「黒鉛炉」だから事故を起こしたのだとしている。

さらに、わが国の原発事業者の強調する安全性には「多重防護システム」と「自己制御システム」の完備がある。つまり原発事業者のいい分を総合すれば、原発を動かす人間も、また機械装置もすべてわが国が優秀で、他の国は劣っているということになる。

こうした原発事業者のいい分を聞いていると、タイムマシンに乗って時間が50年前に逆行した錯覚にとらわれる。つまり、第二次世界大戦中のわが国は、大和魂を持ち、装備面においても天下無敵だったわけで、敗戦などという大事故は、起こり得なかったはずなのである。

現代はまさに科学技術の時代である。その、最先端である原子力に関与する者が、こうした感覚で「原子力」を運用していると考えただけでも、底しれない恐怖におそわれるのは、本紙だけであろうか。

多重防護システムや自己制御システムは、他国の原発も採用している安全システムである。自己制御システムに関しては技術的に各国若干の違いはあるが、ひとりわが国の原発だけがその優秀性を誇大主張できるものではない。

とくに、こうした安全性に関する反原発側と、原発事業者側の「感覚のズレ」は、これから始まろうとする使用済核燃料の再処理問題・高速増殖炉の建設と運転について「重大な影響」を及ぼすことになる。

いずれにしても、今後のわが国の「原発事情」が、重大な局面に入ることはたしかであり、一步間違えば国家民族の存亡にも係わる一大事となる危険を有しているといえる。

#### 4：核燃サイクル基地の恐怖

いま、新しい段階に入ったわが国の原発事情は「核燃サイクル基地」の問題で揺れ動いている。

この問題で最初にとりあげなければならないのは、反原発・脱原発運動に対して原発事業者側が何等の態度表明もしないまま、安全性について格段の危険を伴う核燃サイクル基地建設になぜ着手したのか、である。同時に「人類が遭遇した物質のうちでも最高の毒性」を持つといわれるプルトニウムに、わが国がなぜ手をつけなければならないのか、という問題も含まれる。

一時、世界の原子力界から注目されたプルトニウムは、その危険性の高さから現在では見直しの動きが進んでいる。そうした事情から世界の大勢は、プルトニウム原発を否定する方向に向かっている。西独 DWK 社によるバックスドルフ再処理工場中止の例は、その典型である。

現在「本気」になって使用済核燃料の再処理に意欲を燃やしているのは、フランス、イギリスと、わが国だけである。フランスとイギリスの場合は、諸々の国内・国外の事情によって、どうしても核燃の再処理に取り組まなければな

らないのだが、そのような事情は、わが国にはない。

たしかに、使用済核燃料 5100 トンを抱えるわが国の原発は、核廃棄物処理の面からも、核燃料の再処理を進めたいところであろう。だが、それを実際に行なえば、わが国原発事業者が現在まで持してきた「原発観」が通用しなくなることを、まずは知らなければならない。

すなわち、現行の原発は、大事故を起こさない限り放射能災害を地域社会に及ぼすことはないのだが、プルトニウムはこうした原発とは違い、プルトニウムの存在自体が地域住民に直接的な被害をまきちらすという既成事実が存在する、ということである。

その既成事実とは、イギリスのセラフィールド (Sellafield・旧名ウィンズケール) 核燃再処理工場をめぐる恐るべき「異変」である。核燃料の再処理を世界最初に実用化したのはイギリス。そして再処理工場はセラフィールドに建設された。この工場の運転を許可するにあたってイギリス政府は、独自の環境基準を制定し、厳重監視の条件を付した。その甲斐あって、同再処理工場は開設以来、一度も大きな事故を起こすことなく現在も運転が続行されている。もちろんプルトニウムが外部に漏出するといった事故は起きていない。

だがここ数年、この地域に異変が起きはじめたのだ。その異変は、工場がある場所から 20 キロ以上離れた地点にまで及んでいる。その異変中、人体に直接関係するものとしてはガン発生の高率化があげられる。しかも、その中であって特別に高い数値を示したのが、セラフィールドの敷地から 3 km ほどのところにあるシースケール村に住む、子どもの白血病だった。

現在、当地域における白血病の発生率は、全国平均の 2 倍に達している。このデータに対してイギリス政府と再処理事業者は、因果関係が明確でないと主張し、同核燃サイクル基地の運転をつづけている。だがその裏では、周辺住民に多額な「移住費」を支払い、わが国ふうにいえば、核燃サイクル基地周辺からの「疎開」をすすめているのである。

他方、基地側では従来、海底パイプを使って沖合に投棄していた核廃棄物を、さらにパイプを延長することによって、より遠くの沖合に投棄できるように施設を改善している。だが現在いちばん問題なのは「すでに放射能禍に罹ってしまった人たち」の処遇問題だ。



政府や事業者が正規にそうした人たちの救済に乗り出せば、この人的被害が核燃サイクル基地によってもたらされたということ、原発関係者が認めることになってしまう。そこで当局は、この白血病を通常な発病として処理することにした。こうした政府当局と事業者側の措置に対し、白血病の子どもを持つ18家族は、地域住民を代表するかたちで訴訟を起こしている。

こうした事例からでもわかるとおり、現行ケースの原発と、核燃料再処理工場の安全性・危険性との間には、雲泥の差があるのだ。そのような認識をもたず、わが国の原子力界が、原発の延長として核燃料の再処理に進むことは、危険千万の事態なのである。

その危険性を数字で示せば、プルトニウムは、ウラン原料に比して75万倍の毒性を持ち、そのうえ2万4000年（プルトニウム239）という人間の尺度では計れない放射能の半減期がある。

核燃サイクル基地の地元、青森県で昭和63年(1988年)11月、この核燃サイクル基地の是非を討議する県農協連大会が聞かれた。この大会は、大会開催前から政策当局と核燃サービス側による大会執行部への根回しがあり、多少の紛糾はあるにしても核燃側にとって有利な「核燃促進」の結果が出るものと見込まれていた。だが、大会開催直前になって「出場資格」問題で当局側が企図した大会運営の手順が狂ってしまった。

つまり、執行部側はこの大会参加者をあらかじめ核燃推進者に絞り込んでいたのだが、「そのような人選では、青森県9万5000戸の農民を代表する討議はできない」と、本大会への出席を拒否されていた農民代表から突き上げられ、結局執行部は「核燃反対」の一部農民代表の大会出席を許す羽目になってしまったのである。

しかし反対農民の大会出席が認められたとはいえ、大会出席者の勢力分布は、核燃促進90%、核燃反対10%の構成だった。大会（正式には「青森県農業代表者会議」）の前半は、「核燃誘致は、過疎から脱出するための唯一の手段である」とする県当局の意見が大勢をリードし、「核燃基地開設もやむなし」のムードの中で運営された。だが後半になり発言を許された反対派が意見を述べたが、これは国や県が説明した内容と実際とは、だいぶ違うぞ」というムードが大勢を占めるようになった。

つまり、核燃サイクル基地の建設について、国や県、それと事業者側は「事実と異なる」内容を農民たちに説明していたのである。その当局の説明の骨子とは「青森県の農業を政策保護してやるから、核燃基地の開設に賛成せよ」というものだった。

たしかにいままでの農民だったら、この説明で何もかも済んだ。つまりわが国の農民はそれだけ世事に疎かったのだ。しかし、現在の農民は社会意識に目覚めており、こうした「手懐け」の処方だけで簡単にいうことを聞くわけではない。同時に、最近の農業事情は、農産品の自由化等を軸にして厳しきを増しており、とうに「偉い先生方のいうことを聞いていればよい」時代ではなくなっているのである。

青森県の農民代表が、この大会で示した態度は、「青森県の農業を守れ」という強い意思表示であり、現在だけではなく将来にわたって青森県農業に禍根を残す「核燃サイクル基地を作らせない」というものだった。

当初、大会出席者 139 人のうち反対派は 15 人程度と見られ、大会の運営は核燃促進で進むものと考えられていた。だが会議が進行するにしたがい、賛成派の影は薄くなり、反対派の氣勢が上がり出した。

こうした大会のムードを受けて、会長、議長を中心とした執行部は「農協は政治・政策問題に深入りすべきではない」とした発言を繰り返した。だが、執行部のこの発言は、現実に目覚めた農民の反発を買い、発言者の意図とは反対の結果を生んでしまったのである。

「議長は何をいうか、執行部はいままで農協は積極的に政治に参加すべきだといってきたではないか。そのよい例が選挙だ。青森県の農民は一致して執行部が決めた候補者を支持してきたではないか。それが核燃に限って『政治に口を出すな』では、筋道が通らない」

この発言は、たんに反対派の賛同を得ただけではなく、大会参加者多数の共感を集めた。

その結果、会議の流れは執行部が一番怖れていた方向に進み、大会の決議を投票で決することになった。投票総数 139 票のうち、核燃設置に反対する票は

85 票。対して核燃設置に賛成する票は 54 票一。結果としてこの大会は、日本原燃サービス会社が青森県六ヶ所村に建設中の核燃料サイクル基地について、青森県 9 万 5000 戸の農民が反対であることを明らかにすると同時に、政治の領域では、核燃サイクル基地建設に協力している青森県選出の衆参両議員 9 人を、青森県農協連が次の国政選挙で支持しないことを決議して、幕を閉じたのである。

さらに、付帯決議として、現在各地で展開されている「反原発運動キャンペーン」に、青森県農協連が代表を送ることも採択した。

青森県農協連がこうした決議を行なった背景に、政治的イデオロギー、主義主張の類は一切介入していなかった。「農業を守り貫く」という、農民としての、素朴な観点こそが決議の動機だった。

事実、かりに六ヶ所村に核燃料サイクル基地が建設され、濃縮ウラン 2400 トン、低レベル核廃棄物がドラム缶換算で 1 万本処理されることにでもなれば、事態はまさに農業問題以前の大問題となる。

青森県民をはじめとする関係者は、イギリスのセラフィールド核燃再処理工場の「人道上の不幸な実例」に注目する必要がある。また、六ヶ所村の核燃基地に賛意を持つ者は、東海原燃試験所が核燃の放射能排出基準を 0.0026 万キュリーに押さえているのに対し、六ヶ所村の想定排出基準が 4.5 万キュリーであることを、はっきりと認識し、自分たちの子どもや孫が、白血病におかされる危険性を自覚しなければならない。

そして、いま、青森県民は、かりに六ヶ所村に核燃サイクル基地が開設されれば、青森県の農業をはじめとするさまざまな産業、さらには、青森県民自体が壊滅的な打撃を受けるかもしれないのだという危険性を、深く心に刻み込まなければならない。